

運用指針

第2条①-イ

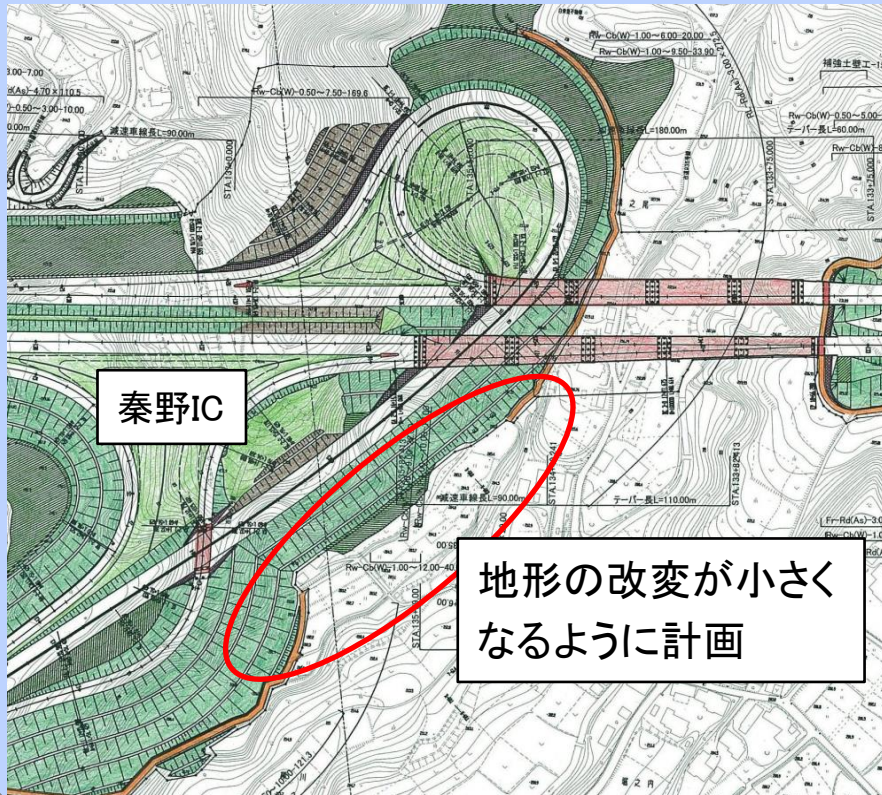
地権者、関係機関などへの提案及び協議

## 隣接地への盛土の実施

(新東名高速道路 イセハラキタ 伊勢原北IC (仮称) ~ ハダノ 秦野IC (仮称) )

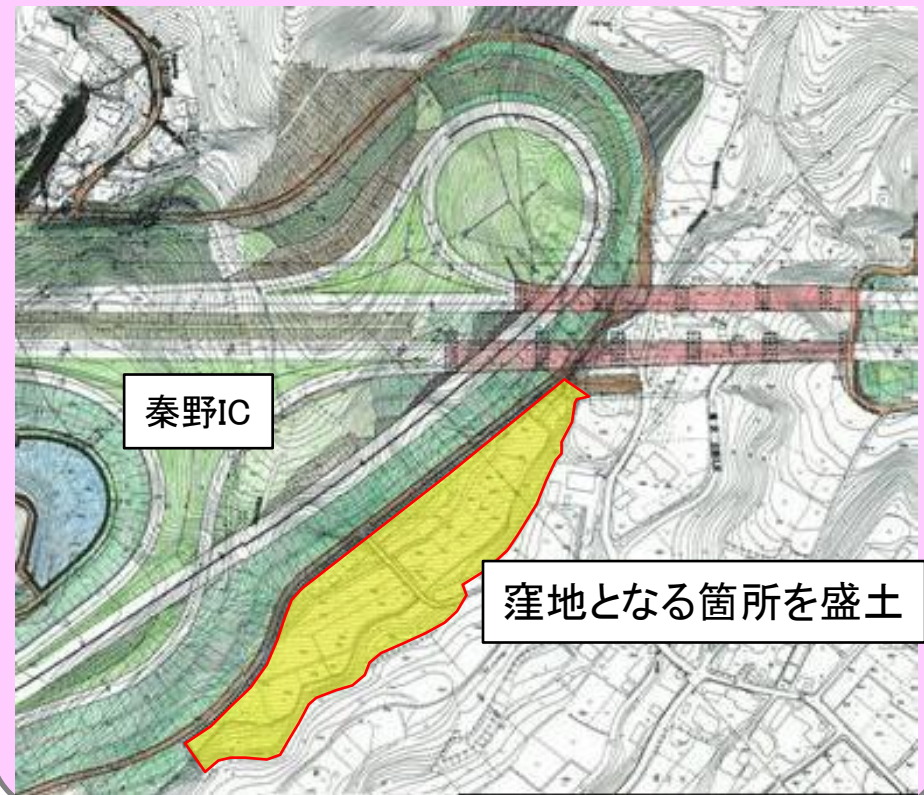
## 当初計画

- ・インターチェンジの計画において、隣接地が農地であり、耕作を継続的に実施している地区であることから、必要最小限の地形改変に留めるように地元から要望を受ける
- ・当該区間の約53万 $m^3$ の発生土は、近隣の建設発生土受入地へ搬出する計画



## 経営努力による変更

- ・ランプ盛土部に隣接する窪地に盛土することにより、建設発生土の運搬費を削減することが可能
- ・盛土により用地幅を狭め、用地取得面積を減らすことが可能
- ・肥えた表土は盛土後に戻す、窪地が平坦になり土地利用の利便性が向上するなど、地権者にもメリットがあることを説明し、了解を得る





## 新東名高速道路 伊勢原北IC～秦野ICの路線概要

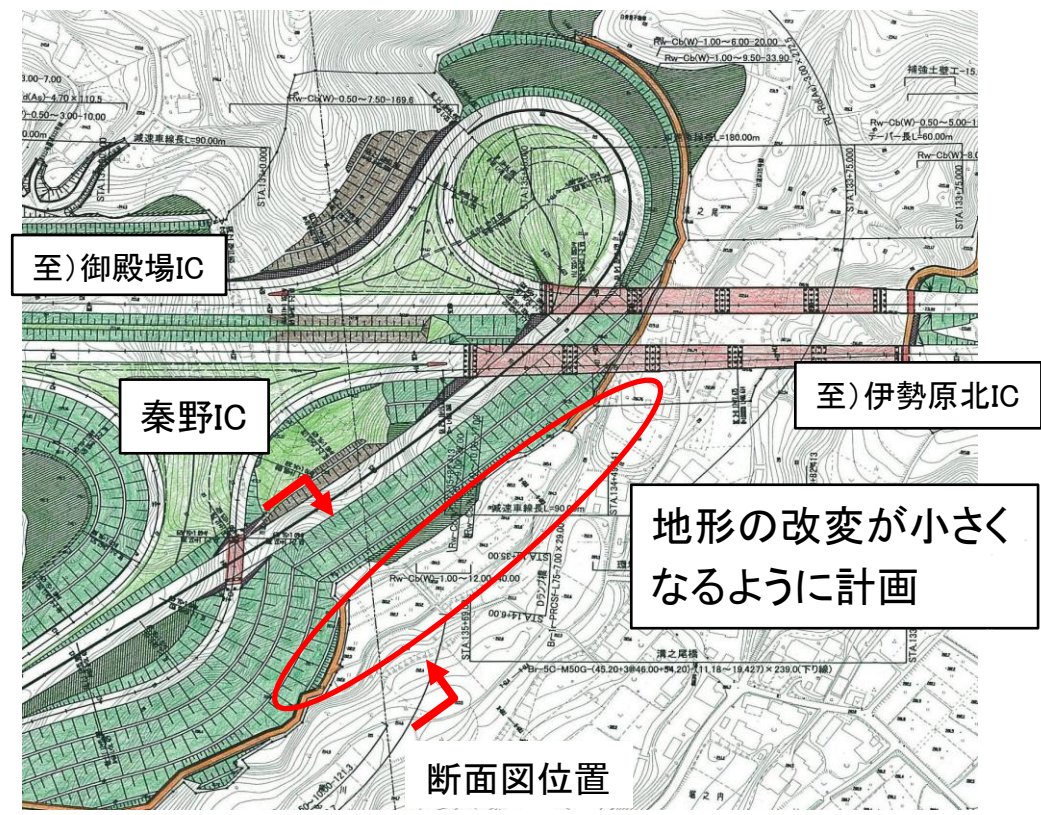
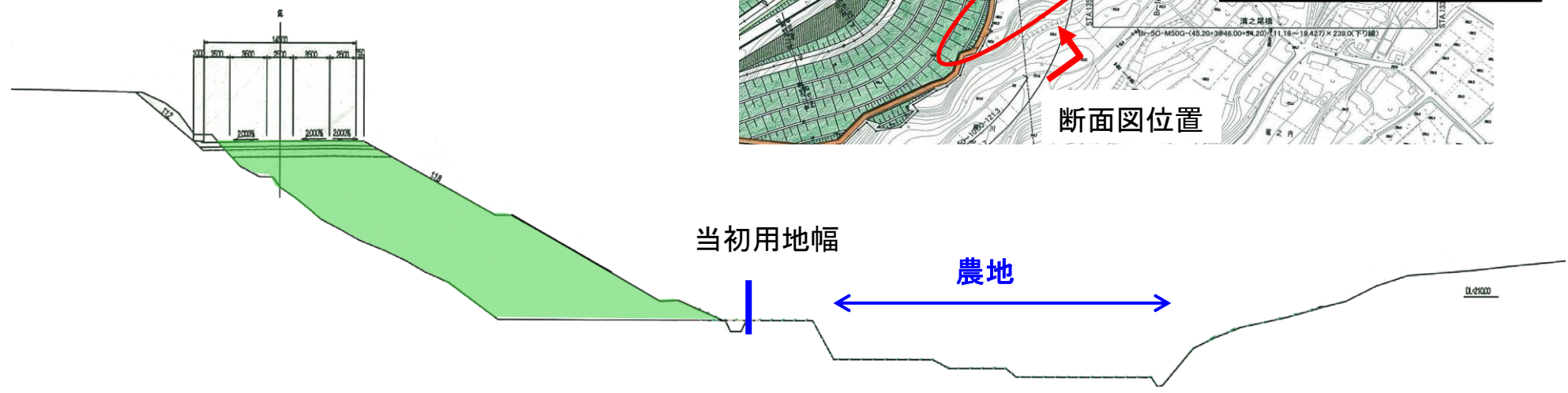


- ・新東名高速道路は、東京と名古屋を結ぶ延長約330kmの高規格幹線道路。
- ・わが国の大動脈である東名高速道路の抜本的な混雑解消や、ダブルネットワーク化による信頼性の向上、3大都市圏の連携強化として機能し、社会・経済活動の発展などに寄与する路線。
- ・伊勢原北IC～秦野IC(約12.8km)はH32年度開通に向けて用地取得の推進及び工事を順次発注中。

# 秦野ICランプ部における盛土部の当初計画

- ・インターチェンジ計画地の隣接地が農地であり、**耕作が継続的に行われている**地区であることから、**必要最小限の地形改変に留める**ように地元から要望を受ける
- ・当該区間は**約53万m<sup>3</sup>の建設発生土**が発生するため、**約9.7km離れた建設発生土受入地へ搬出**する計画

断面図



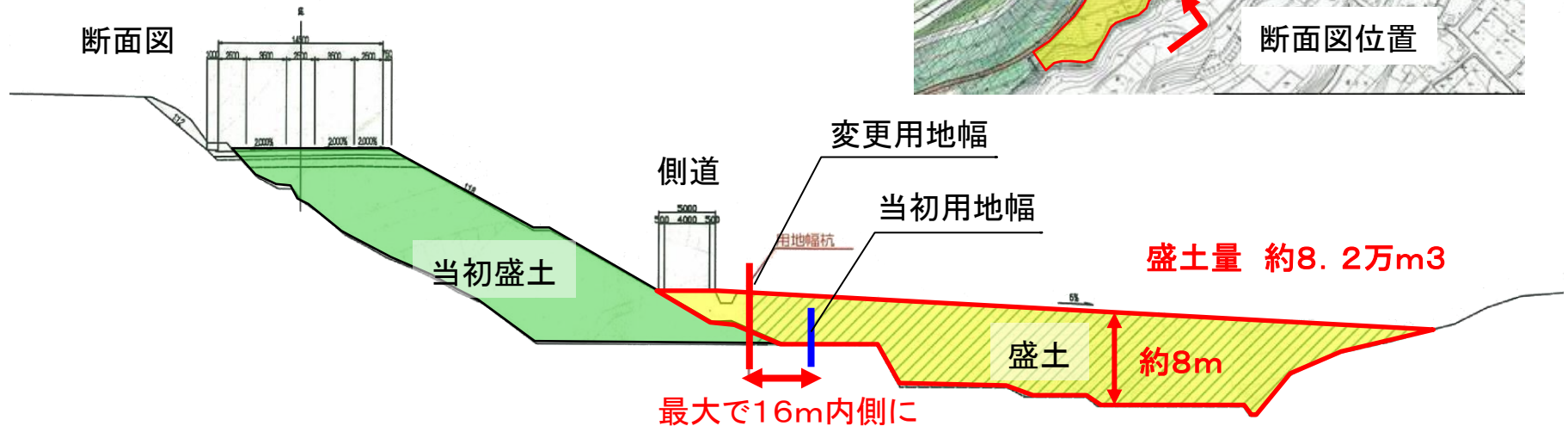
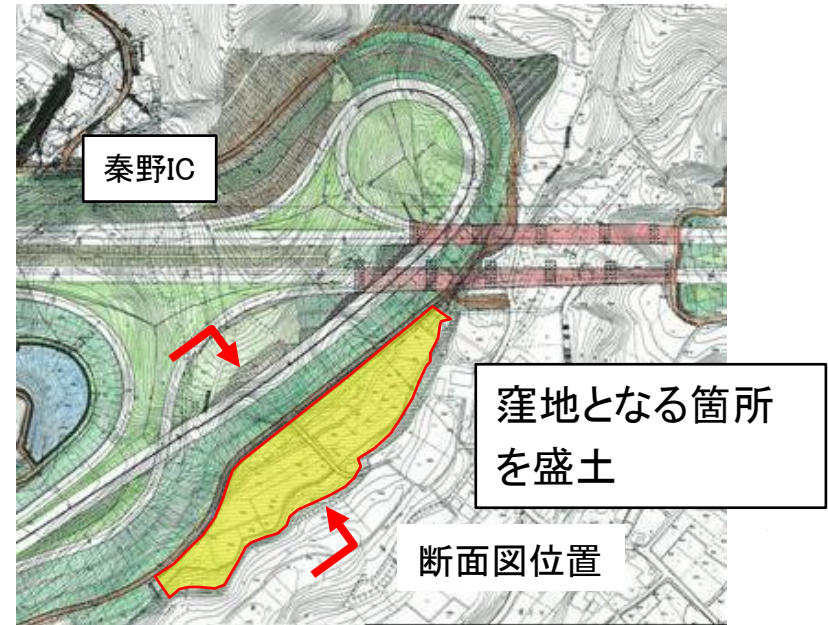


# 盛土構造の見直し検討

## コスト削減を図るため、盛土構造について再検討

- ・隣接地の地盤を埋土でかさ上げすることで、場外へ搬出する発生土の運搬費を削減することが可能
- ・盛土により用地幅を狭め、用地取得面積を減らすことが可能
- ・土地は耕作地として利用されており、盛土後は平坦になり利便性が向上

地権者(全7名)に窪地部を盛土する協議を実施



# 協議に対する取組み

## 【地権者との協議を実施】

- ・窪地部を盛土する**協議を7地権者と実施**
- ・地権者に**肥えた表土を盛土後に戻す**ことを提案
- ・平地として整備することで**有効活用できる土地が増加する**  
などの利点を説明し、了解を得る**(全15回)**



## 【協議経緯】

年月	経緯(協議・現場作業等)	協定・設計
		道路概略設計
平成18年3月		協定締結(会社・機構)
平成18年9月～平成19年5月		設計協議用図面作成
平成19年9月～	地区対策協議会説明	
平成19年10月～平成21年9月		幅杭設計
<b>平成21年3月～7月</b>	<b>地権者との個別協議(全15回)</b>	
平成21年7月	埋土協定書の締結(全7地権者)	
平成24年5月～平成25年12月		道路詳細設計

地権者と協議し同意を得て、隣接地へ盛土できたことは、  
**会社の主体的な提案及び協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請された会社の経営努力》

地権者と協議し、道路用地外の窪地を盛土したことにより  
土の搬出費及び用地費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議